



日本株ロング・ショート戦略ファンド

愛称: **新**・成長の風

※2018年8月29日に
愛称を「成長の風」から
変更致しました。

追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型 (ロング・ショート型)

当ファンドの運用に関する委託者変更のお知らせ

2017年10月30日に当該ファンドの委託会社(ファンドの運用の指図を行う会社)が
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からファイブスター投信投資顧問株式会社に変更となりました。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型(ロング・ ショート型)	株式・一般	年4回	日本	ロング・ ショート型

上記の商品分類及び属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。
 <一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス <http://www.toushin.or.jp/>>

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
 この目論見書により行う「日本株ロング・ショート戦略ファンド」の募集については、発行者であるファイブスター投信投資顧問株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成30年8月28日に関東財務局長に提出しており、平成30年8月29日にその届出の効力が生じています。

- ・ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ・投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

■委託会社<ファンドの運用の指図を行う者>

ファイブスター投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2266号
 設立年月日:2009年4月1日
 資本金:2億1,175万円(2018年6月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:205億8,438万円
 (2018年6月末現在)

<照会先>

ホームページアドレス: <http://www.fivestar-am.co.jp/>
 お客様デスク: 03-3553-8711
 (受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで)

■受託会社<ファンドの財産の保管および管理を行う者>

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

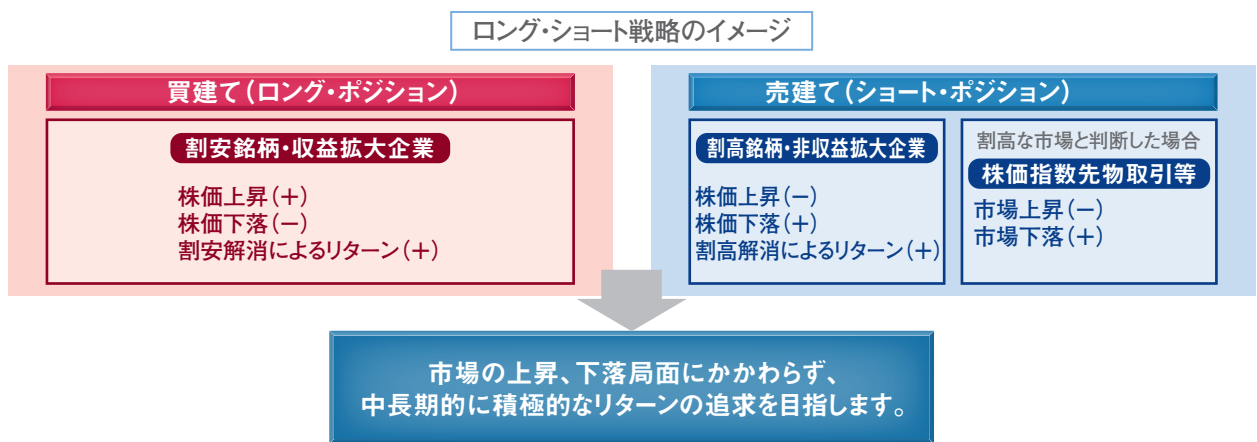
■ ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式への投資を通じて、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 日本株式ロング・ショート戦略により、株式市場の変動による影響を軽減しつつ、中長期的に積極的なプラスのリターンを目指します。

- ・わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、ロング・ショート戦略により、株式市場の全体の動きに左右されにくい収益の獲得を目指します。
- ・ロング・ショート戦略とは、将来の成長が見込まれる株式を買建て(ロング・ポジション)し、その一方で、過大評価されていると判断される株式を主に信用取引により売建て(ショート・ポジション)する運用戦略です。



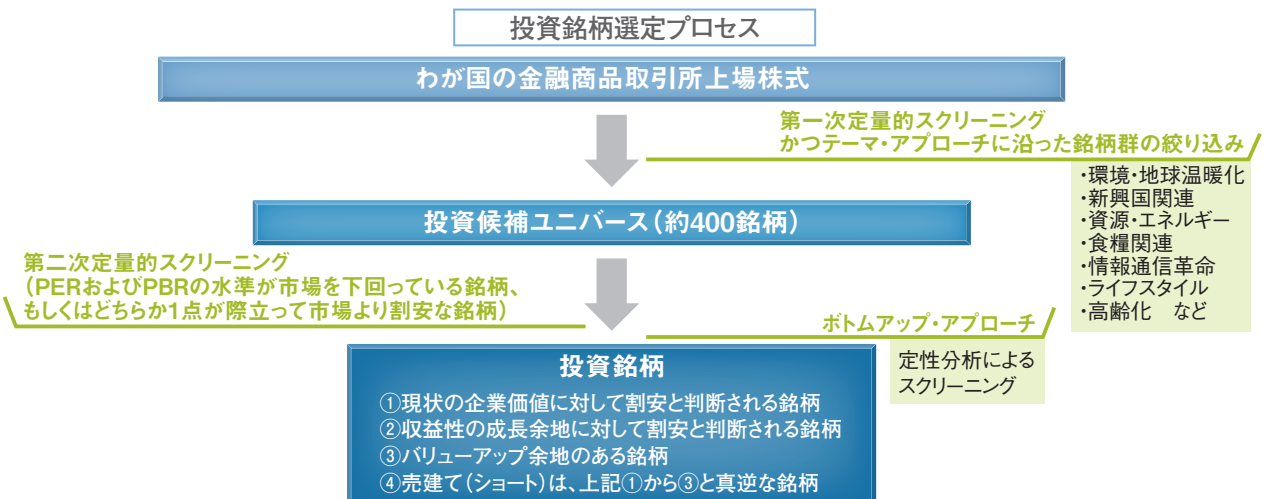
2 銘柄の選定にあたっては、テーマ・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を選定します。

- ・テーマ・アプローチにより、今後の活躍が期待できる企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し個別銘柄を選定します。

(テーマ・アプローチによる例)

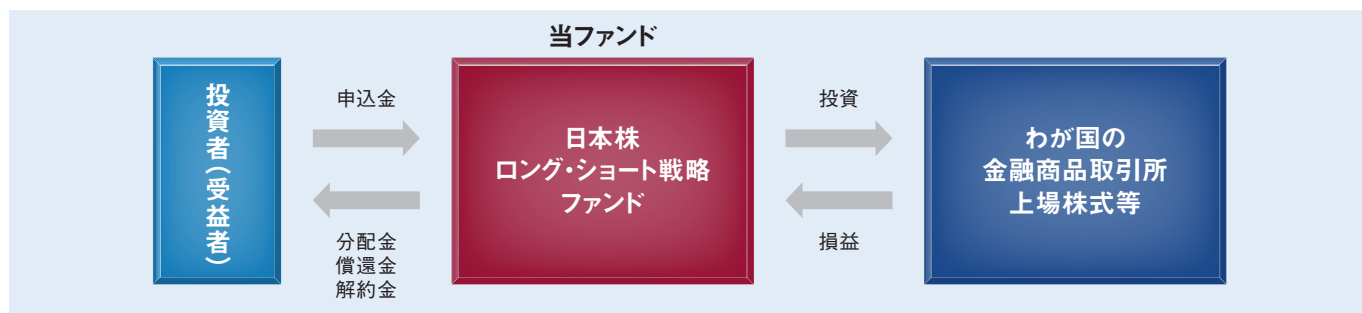
環境・地球温暖化、新興国関連、資源・エネルギー、食糧関連、情報通信革命、ライフスタイル、高齢化など

- ・テーマ・アプローチに加え、ボトムアップ・アプローチによる徹底的な個別銘柄の精査・調査を併せて行います。
- ・買建て(ロング・ポジション)については、テーマ・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより、25から50銘柄程度に分散投資を行い、1銘柄あたりの組入比率は、原則として、取得時において当ファンドの信託財産の純資産総額の20%を上限とします。
- ・売建て(ショート・ポジション)については、割高で、将来の収益拡大が見込めない可能性のある銘柄を中心に投資します。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み



■ 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 株式の買建て金額(ロング・ポジション)の合計額と株式の売建て金額(ショート・ポジション)の合計額は、それぞれ信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

■ 分配方針

年4回(毎年2月、5月、8月および11月の各27日(休業日の場合は翌営業日))に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注)市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等へ投資を行いますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
当ファンドの基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券等の 価格変動リスク	当ファンドは、国内の株式等を主要投資対象としますので、当ファンドの基準価額は、当該株式等の価格変動の影響を大きく受けます。株式等の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化等により変動します。その影響により株式等の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。
ロング・ショート 戦略固有 のリスク	当ファンドは、株式の売建て(ショート)を行いますので、売建て(ショート)した株式の価格が上昇した場合にも当ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売建て(ショート)の特性上、損失が想定以上になることもあります(また、株式を売建て(ショート)するにあたり、借入れコストがかかります。)。当ファンドは、株式市場全体の動向から影響を抑制する運用を行います。その影響がなくなるわけではありません。また、買建て(ロング)、売建て(ショート)する株式のリターン動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落する場合があります。
信用リスク	有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
流動性リスク	組入る有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模の縮小や市場動向によっては、組入る有価証券が当初期待される価格での取引もしくは機動的な売買ができないことがあり、当ファンドの基準価額に悪影響を及ぼすことがあります。
解約による 資金流出に 伴うリスク	一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、有価証券等を当初期待された価格で売却できないことがあり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドの運用状況について、パフォーマンス分析および評価ならびにリスクの管理を以下の委員会を設けて行っております。

- パフォーマンスの考査 …………… ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果がコンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理 …………… コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、コンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。

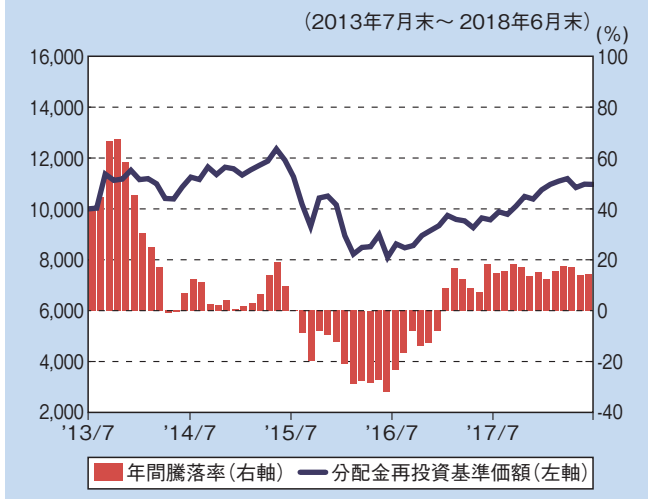
※上記体制は平成30年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

2017年10月30日に当該ファンドの委託会社(ファンドの運用の指図を行う会社)が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からファイブスター投信投資顧問株式会社に変更となりました。

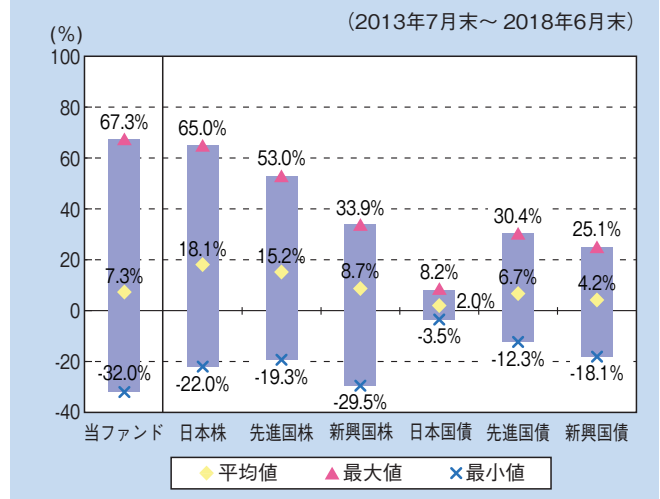
(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)2013年7月末を10,000として指数化しております。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



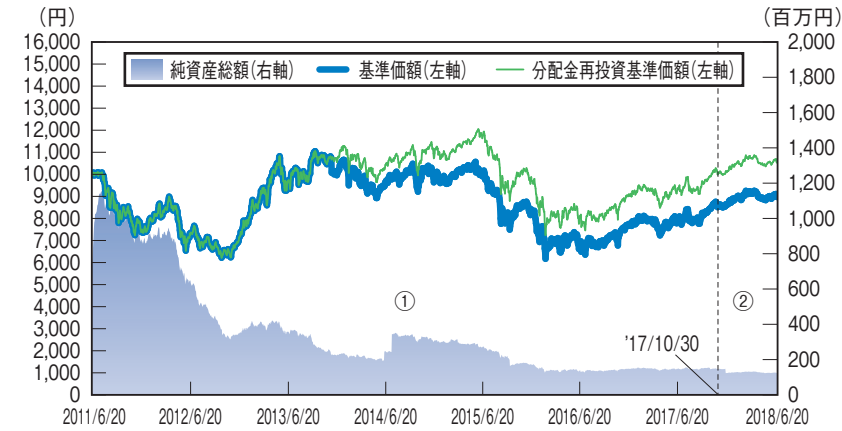
- ※当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについては2013年7月～2018年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数を表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX (配当込み)	TOPIX とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIX に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所は TOPIX の算出もしくは公表方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA - BPI 国債とは、野村証券株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA - BPI 国債は野村証券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE 新興国市場国債インデックス (円ベース)	FTSE 新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

2017年10月30日に当該ファンドの委託会社(ファンドの運用の指図を行う会社)が日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からファイブスター投信投資顧問株式会社に変更となりました。

基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。
 ※期間①(2011年6月20日(設定日)から2017年10月29日)の委託会社は日本アジア・アセット・マネジメント株式会社、期間②(2017年10月30日以降)の委託会社はファイブスター投信投資顧問株式会社となります。

基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	9,005円
純資産総額	125百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。
 ※純資産総額は単位未満を切り捨てております。

分配の推移

決算期	分配金
第24期(2017年5月29日)	0円
第25期(2017年8月28日)	0円
第26期(2017年11月27日)	0円
第27期(2018年2月27日)	0円
第28期(2018年5月28日)	0円
設定来累計	1,650円

※分配金は1万口当たり税引前の金額です。
 ※分配金は収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。
 あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

◆資産構成比率

資産の種類	比率(%)
株式	92.6
現金その他	7.4

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
 ※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

◆ロング・ショート比率

	比率(%)
ロング	92.63
ショート	81.34

※比率は純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
 ※ロングは株式現物株買いの時価評価となります。
 ※ショートは、信用売り、日経225フットオプション買い、日経225先物売りおよびTOPIX先物売りの時価評価となります。
 ※比率は小数点第2位未満を四捨五入しております。

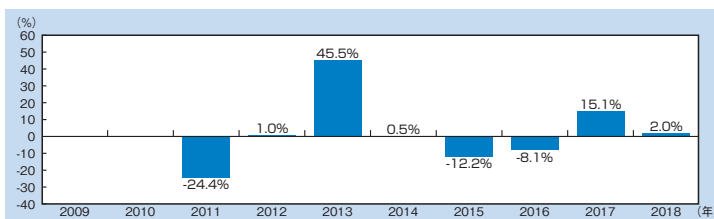
◆組入上位10銘柄(ロング)

	銘柄名	市場	業種	比率(%)
1	日本動物高度医療センター	東証マザーズ	サービス業	2.29
2	三井住友トラスト・ホールディングス	東証1部	銀行業	2.11
3	武田薬品工業	東証1部	医薬品	1.87
4	アイベツ損害保険	東証マザーズ	保険業	1.79
5	テックポイント・インク JDR	東証マザーズ	電気機器	1.52
6	グローバルグループ	東証1部	サービス業	1.48
7	エル・ティー・エス	東証マザーズ	サービス業	1.32
8	リオン	東証1部	電気機器	1.32
9	伊藤忠商事	東証1部	卸売業	1.28
10	グリーンズ	東証1部	サービス業	1.25

※比率は純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
 ※比率は小数点第2位未満を四捨五入しております。

◆組入上位10業種(ショート) 該当ありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドはベンチマークはございません。
 ※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ※2011年は設定日(2011年6月20日)から12月末までの騰落率を、2018年は年初から6月末までの騰落率を、それぞれ表しています。
 ※収益率は小数点第2位を四捨五入しております。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	[一般コース(分配金を受取るコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位 [自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位 (※原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	購入申込日の基準価額(1万口あたりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	[一般コース(分配金を受取るコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位 [自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)] 1口または1円単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金(解約)受付日の基準価額
換金代金	原則として換金(解約)受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成30年8月29日から平成31年2月27日 (期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午までにお願います。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として平成33年8月27日までです。(平成23年6月20日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none">・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合・やむを得ない事情が発生したとき・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
決算日	毎年2月、5月、8月および11月の各27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.fivestar-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <u>3.24% (税抜 3.00%)</u> として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。										
信託財産留保額	<u>ありません。</u>										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎決算時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)</th> <th>年 2.0844% (税抜 年 1.93%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分</td> <td>委託会社</td> <td>税抜 年 1.050%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>税抜 年 0.800%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>税抜 年 0.080%</td> </tr> </tbody> </table>	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 2.0844% (税抜 年 1.93%)	配分	委託会社	税抜 年 1.050%	販売会社	税抜 年 0.800%	受託会社	税抜 年 0.080%
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年 2.0844% (税抜 年 1.93%)								
	配分	委託会社	税抜 年 1.050%								
		販売会社	税抜 年 0.800%								
受託会社		税抜 年 0.080%									
役務の内容											
委託会社	委託した資金の運用の対価										
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価										
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価										
実績報酬	<ul style="list-style-type: none"> 運用の実績に応じて実績報酬が発生します。 <u>実績報酬は毎決算時における過去最高値の基準価額(実績報酬控除後)をハイウォーターマークとし、基準価額がハイウォーターマークを上回った場合、その超過額に対して21.6%(税抜20.0%)を乗じて算出されます。</u> 当該実績報酬は、日次で計算され、日々の基準価額に反映されます。 当該実績報酬は、毎決算時および信託終了のとき信託財産中より支払われます。 ※当該実績報酬は、委託会社と販売会社が1:1の配分で収受します。 ※当該実績報酬は、資金の運用に対する対価(委託会社分)、および運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価(販売会社分)です。 										
その他の費用・手数料	<p>諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組入有効証券取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等) 信託財産に関する租税 監査費用 計理およびこれに付随する業務に係る費用 目論見書等の作成および交付に係る費用 運用報告書の作成および交付に係る費用 公告に係る費用 法律顧問および税務顧問に係る報酬および費用等 <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 ※これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p>										

◆税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成30年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



FIVESTAR
ASSET MANAGEMENT CO.,LTD